

新温泉町審議会等の会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民に審議会等の会議状況を明らかにすることにより、審議会等の透明性の向上を図るとともに、町政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた町政を推進することを目的とする。

(審議会等の定義)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により町長その他の執行機関(以下「実施機関」という。)が設置するもの
- (2) 法律及び条例に基づかず、町政に対する町民意見の反映等を目的として、要綱等により実施機関が設置するもの

(会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令等の規定により会議が非公開とされている場合
- (2) 新温泉町情報公開条例(平成17年新温泉町条例第16号)第7条各号に規定する非公開情報(以下「非公開情報」という。)に該当すると認められる事項について審議等をする場合
- (3) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合

(会議の公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。ただし、前条第1号の規定に該当する場合を除く。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、新たに設置される審議会等の最初の会議の公開又は非公開の決定は、当該審議会等を設置する実施機関が、当該審議会等の設置目的及び審議する内容等について前条に規定する基準に該当するかどうかを判断し行うものとする。
- 3 審議会等は、会議の全部又は一部を非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにするものとする。

(会議の公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開の方法は、会場に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めることができる。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選その他の方法とすることができる。
- 4 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を認めない。
 - (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕を携帯している者
 - (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき審議会等の長の許可を得た者を除く。
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) 異様な服装をしている者
 - (9) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 5 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)に遵守させ、会場内の秩序維持に努めるものとする。
 - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論、放歌、高笑、その他騒ぎ立てないこと。

- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

6 審議会等の長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に違反するとき、又は審議会等の長の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の提供等)

第6条 審議会等の会議を公開するときは、当該会議に付する会議次第及び会議資料（非公開情報が記載されている部分を除く。）を傍聴人に配布し、又は会場に備え閲覧に供するよう努めるものとする。

(会議開催の周知)

第7条 審議会等の公開する会議の開催に当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を役場掲示板への掲示、町ホームページへの掲載等の方法により周知するものとする。ただし、審議会等を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴の手続
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他必要な事項

(会議録の作成)

第8条 審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

(会議録等の写しの閲覧)

第9条 審議会等は、会議を公開した場合においては、当該会議にかかる会議録等の写しを、審議会等の庶務を所管する課等において1年間閲覧に供するものとする。

(特別の定めのある場合の取扱い)

第10条 審議会等の会議の公開等について、法令等に特に定めのあるときは、その定めるところによるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実施機関が定める。

附 則

この告示は、平成23年1月1日から施行する。